

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

東大阪市では、これまで『環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか』の実現』を理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

循環型都市の形成を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識するとともに、協働によってさらに3Rを推進していくことが求められます。

将来を担う子どもたちによりよい東大阪を残していきたいという想いを込め、「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を理念として掲げ、取り組みを進めます。

<基本理念>

「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」

※3Rとは…

ごみを減らすための重要な取り組みである3Rは次のとおりです。

- ① リデュース (Reduce) 発生抑制 ⇒ 無駄なごみを減らす
- ② リユース (Reuse) 再使用 ⇒ 使用済みになったものを繰り返し使用する
- ③ リサイクル (Recycle) 再生利用 ⇒ ごみとせず資源として再生利用する

循環型社会形成推進基本法において、③リサイクルは、その過程でエネルギーを消費するなど新たな環境負荷が発生することもあるため、まずは①リデュースと②リユースの2Rを推進することが、ごみ減量の取り組みとして重要であるとしています。

(2) 基本方針

基本理念の実現には、市民・事業者・行政が、ごみの発生抑制（リデュース）や製品の再使用（リユース）、そして再生利用（リサイクル）のさらなる推進に向け協働で取り組む必要があります。そのために、以下の3つの基本方針を定めます。また、各基本方針とかがわりのある主なSDGsのゴールを併せて示します。

〔基本方針1〕 ごみの発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の推進

市は、家庭から排出されるごみの中に、使い捨てを減らせるものや繰り返し使用できるもの、そして資源にできるものがあることを発信するとともに、市民が自発的に「ものを大切にする」生活が実践できるよう、日々の暮らしを想定したわかりやすい啓発や環境教育の実施に努めます。また市と事業者との連携により、さらに3Rの取り組みを推進できる枠組みの形成をめざします。



〔基本方針2〕 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地域や事業者と連携し、「環境に配慮した活動」を実践し、拡大できるような取り組みを進めるとともに、公共施設での取り組みも継続して行います。

また、事業所から発生するごみに対する減量指導、情報提供に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみの減量、リサイクルを推進します。



〔基本方針3〕 環境に配慮した適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみについては、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって適正処理や再生利用を進めます。また、安定した収集体制の構築を検討し、車両や施設の火災原因となりうる小型充電式電池等の有害・危険物の分別排出について、市民・事業者への啓発を強化します。施設整備にあたっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備をめざします。

そのほか、多発する災害に備え、災害廃棄物処理計画に基づき処理体制の充実を図ります。



※SDGsについては116ページを参照

2 数値目標

(1) ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

表 2-16 ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

項目	年度	R6(2024)	中間目標	最終目標
		基準年度	R12(2030)	R17(2035)
総発生量 ①	家庭系	95,479 t	94,804 t	94,346 t
	事業系	74,218 t	73,690 t	73,337 t
	合計	169,697 t	168,494 t	167,683 t
発生抑制量 ②	家庭系	–	4,167 t	7,610 t
	事業系	–	3,233 t	5,785 t
	合計	–	7,400 t	13,396 t
発生抑制後の 総発生量 ③=①-②	家庭系	95,479 t	90,637 t	86,736 t
	事業系	74,218 t	70,457 t	67,552 t
	合計	169,697 t	161,094 t	154,287 t
発生抑制後の 総排出量 (集団回収・独自の 資源化含まず)	家庭系	88,472 t	81,971 t	76,427 t
	事業系	66,676 t	62,180 t	58,259 t
	合計	155,148 t	144,151 t	134,685 t
1人1日あたりの 排出量 (集団回収等含まず)	家庭系ごみ	499 g/人/日	466 g/人/日	437 g/人/日
	事業系ごみ	376 g/人/日	354 g/人/日	333 g/人/日
	合計	876 g/人/日	820 g/人/日	769 g/人/日
処理量	焼却処理量	148,151 t	136,334 t	125,947 t
	最終処分量	22,561 t	20,792 t	19,234 t
資源化率	資源化量	21,458 t	24,650 t	28,212 t
	資源化率	12.6%	15.3%	18.3%
家庭系食品ロス発生量		12,916 t	11,146 t	10,060 t

※各数値の算定にあたっては、38 ページで示す各年の人口を用いて算定しています。

(2) 減量目標

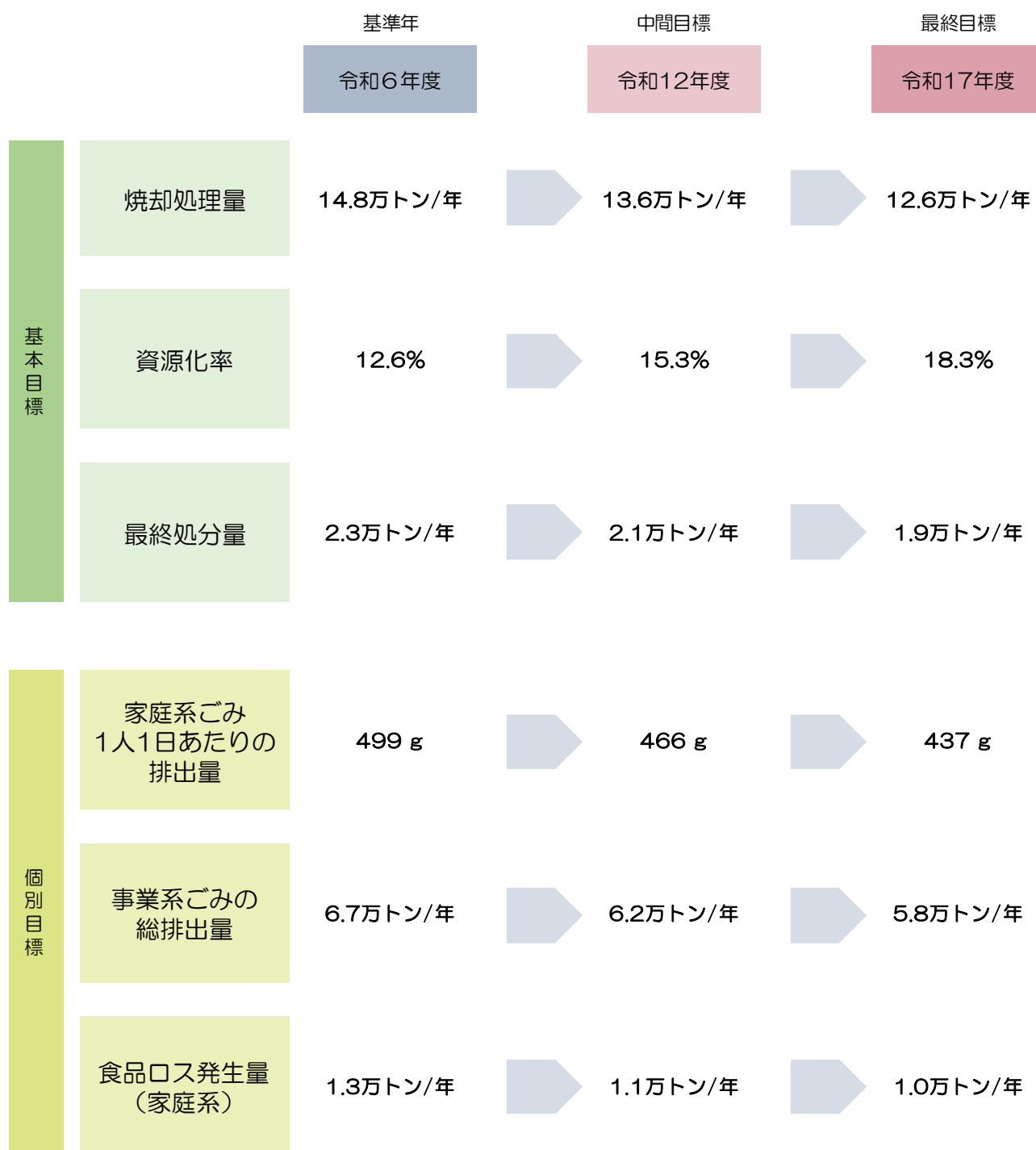


図 2-13 減量目標

3 基本施策

3-1 施策の体系

I ごみの発生抑制・再利用・リサイクル（3R）の推進	
1. 環境教育・情報発信の推進	(1) 環境教育・環境学習の充実
	(2) 3Rに関する情報発信の強化
2. ごみの発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）の推進 ★	(1) プラスチックごみの削減
	(2) 食品ロスの削減
	(3) リユース環境の整備
	(4) ごみ処理費用の適正負担
3. 分別排出・再資源化（リサイクル）の推進 ★	(1) 資源化可能物の分別の徹底
	(2) 新たな資源化可能物の分別・資源化の推進
	(3) 資源物の排出環境の整備
II 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進	
1. 地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進 ★	(1) 地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進
	(2) 集団回収事業の推進
2. 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進 ★	(1) 事業所でのごみ減量・分別排出の促進
	(2) 民間事業者との業務連携による取り組みの推進
3. 公共施設における率先行動の充実	(1) 市職員の意識向上
	(2) 公共施設におけるごみの減量・分別の徹底
III 環境に配慮した適正処理の推進	
1. 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築 ★	(1) 収集・運搬体制の充実
	(2) 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進
	(3) (仮称)環境センターの整備
2. ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化	(1) ごみ処理施設の整備と監視体制の維持
	(2) 適正処理が困難な物への対応強化
	(3) 最終処分場の安定的な確保
3. きれいなまちづくりの推進	(1) 不法投棄の防止
	(2) 散乱ごみ防止とまちの美化の推進
4. 災害廃棄物対策の強化	—

★：重点施策

基本理念の実現のため、特に市民・事業者・行政が協働で取り組むべき項目として基本施策Ⅰ-2、Ⅰ-3、Ⅱ-1、Ⅱ-2、Ⅲ-1を重点施策と位置付け、ごみの削減行動や分別排出、資源化に関する事項のほか、収集・運搬の安定的な確保に関する事項を中心に、積極的に取り組んでいくこととします。（上記表のうち★が付いているもの）

3-2 施策の内容

基本方針Ⅰ. ごみの発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の推進

基本施策1. 環境教育・情報発信の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の方々への環境学習、情報発信の推進が求められています。ものを大切にしておみを出さないことや、分別して資源を循環させることなど、環境に配慮して行動する意識を醸成するため、幅広い年齢層への環境教育・学習の機会の充実を図るとともに、多様な広報媒体の活用を進め、対象者に合わせた効果的な情報発信を推進します。

（1）環境教育・環境学習の充実

● 環境教育出前講座等の充実及び利用拡大

循環型社会の形成、地球温暖化、環境保全などをテーマに、市内の小中学校、保育所、自治会等を対象として実施する環境教育出前講座等の学習の機会について充実を図り、環境に配慮する意識の向上に努めます。

- 民間事業者との連携等により、体験型・参加型で楽しく学べる講座メニューなど内容の充実を図ります。
- 周知をさらに徹底し、出前講座の利用の拡大に努めます。
- 市内の小中学生・中学生の児童・生徒を対象としたECOポスターコンクールを継続実施し、子どもの環境に配慮する意識の醸成を図ります。また、応募作品を活用した環境啓発を強化することにより、幅広く市民に環境問題への関心をもってもらい、加えて、ECOポスターコンクールの効果的な周知に繋げることで、環境教育のさらなる充実を図ります。
- 豊かな環境創造基金の活用による学習の振興を推進します。

● 幅広い年齢層への学習機会の創出

家庭におけるごみの分別や商品の購買などに直接関わる年齢層への啓発・学習機会の充実を図り、環境に配慮した行動の実践を促進します。

- 地域住民に向けた環境教育出前講座について周知を図り、利用を促進します。
- 3Rに取り組むためのきっかけづくりとして、市関連イベントにおいて、幅広い年齢層の参加者が楽しみながら学べる場を提供します。
- 関係機関との連携により、幅広い年齢層への学習機会の創出に努めます。

(2) 3Rに関する情報発信の強化

● 多様な広報媒体の活用による効果的な情報発信の強化

ごみの減量・資源化につながる行動の促進を図るため、SNSなど多様な広報媒体を活用し、3Rに関する啓発を強化するとともに、対象者に応じた効果的な情報発信に努めます。

- 市政だよりやリーフレット等の紙媒体、ウェブサイト、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、各種SNSなど様々な媒体を活用し、発信する内容や対象に応じた広報・啓発を行います。
- ごみ・資源の処理量、分別した資源のゆくえ等を見える化するするとともに、3Rに取り組む意義や成果を分かりやすく伝えることで、自らの行動が社会や環境にも影響を与えようという意識の醸成につながるよう、効果的な情報発信に努めます。

基本施策2. ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

「持続可能な循環型社会」を構築するためには、3Rのうち、再生利用より優先順位の高いごみの発生抑制（リデュース）と製品の再使用（リユース）の取り組みが重要です。発生抑制については、世界的にも喫緊の課題とされているプラスチックごみや食品ロスの削減を中心として積極的に取り組み、また、民間事業者と連携したリユース活動の普及啓発を推進します。

(1) プラスチックごみの削減

● 使い捨てプラスチックごみの削減に向けた取り組みの推進

プラスチックは、その有用性から現代社会に不可欠な素材である一方、資源の枯渇や気候変動、また不適正な処理による海洋プラスチックごみ問題などを引き起こす要因の一つとされています。本市においては、それらのプラスチック問題について情報発信を強化するとともに、環境省の「プラスチック・スマート」の理念を踏まえ、「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」に基づき、さらなる使い捨てプラスチックごみの削減などについて取り組みを進めます。

- 環境教育出前講座、各種イベントや様々な広報媒体において、海洋プラスチックごみ問題をはじめとする環境への影響や、削減するための行動事例などについて情報発信を強化します。
- 本市が設置するマイボトル用給水機の周知徹底を図り、マイボトルの利用促進による使い捨てプラスチックの削減を推進します。
- バイオマスや生分解性素材などのプラスチック代替素材を使用した製品の率先調達や、市民への情報提供、使用促進を行い、環境負荷を減らすための製品の普及啓発を図ります。
- 民間事業者との連携によるマイボトル給水機の設置、スーパーマーケットとの連携によるレジ袋削減のキャンペーン実施や啓発物の提供などの取り組みを継続するとともに、協働による新たなプラスチックごみ削減の啓発方法について検討します。

(2) 食品ロスの削減

※「第3部 食品ロス削減推進計画」にて詳述

- 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発
- 事業者における食品ロス削減の推進
- 食品ロス削減に向けた推進体制の整備
- 食品廃棄物の資源循環の推進

(3) リユース環境の整備

● 民間事業者と連携したリユース事業の推進

ごみの減量に向けて、市民の「ものを大切にする」意識の醸成を図るため、民間事業者と連携し、再使用可能なものを繰り返し使用する「リユース」の取り組みを推進します。

- 民間事業者と連携し、リユースショップおよび事業者が実施するインターネットを活用したリユース事業に関する情報発信を強化し、市民のリユースへの意識の向上を図ります。
- リユースの意識づけをさらに推進するため、子ども服や大型ごみ等の新たなリユース環境の整備について検討します。

(4) ごみ処理費用の適正負担

● 家庭ごみ有料化の検討

ごみ処理の有料化を推進している国の方針に従い、ごみ減量の施策の一つとして、家庭系ごみの有料化について検討を行います。

- ごみ減量の状況や各種施策の実施状況を踏まえたうえで、家庭系ごみの有料化について慎重に検討します。

基本施策3. 分別排出・再資源化（リサイクル）の推進

ごみの資源化を進めるため、分別意識の向上を図るとともに、家庭ごみ（燃えるもの）に混入している資源化可能物が分別して排出されるよう、わかりやすい分別を進め、資源物の排出機会の充実を図ります。また、プラスチック製品の回収など、法改正や社会情勢の変化により新たに回収・資源化が求められる品目についても、積極的に検討を進めます。

（1）資源化可能物の分別の徹底

● 古紙やプラスチックごみの分別徹底

令和6年度に実施した家庭ごみの組成調査では、資源化可能物が家庭ごみ（燃えるもの）中に32.5%含まれており、そのうち段ボールや紙製容器包装などの紙類が16.0%、プラスチック製容器包装などのプラスチック類が13.1%を占めていました。これらの分別をさらに徹底することにより、効果的にごみの資源化を推進します。

- 古紙類のうち、家庭ごみに占める割合が大きい段ボールのほか、特に分別が分かりにくい「雑がみ」について啓発方法を工夫し、分別排出の徹底に努めます。
- 古紙類の分別を促進するため、地域の集団回収の日時、回収場所や拠点回収の所在地などの周知徹底を図ります。
- プラスチック製容器包装の分別の徹底に向けて、汚れの落とし方や資源化の必要性などの啓発を強化し、分別意識の向上を図ります。また、ペットボトルの分別については、令和6年度から実施している水平リサイクルに関連付けて啓発します。

（2）新たな資源化可能物の分別・資源化の推進

● プラスチック製品の回収・資源化実施に向けた検討

プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、プラスチック使用製品の分別収集、再商品化の将来的な実施に向けて検討を行います。

- プラスチック製品の一括回収および再商品化については、集積・保管場所の確保や収集体制をはじめ様々な課題があります。国や他市の動向を注視しながら情報収集に努め、将来的な実施に向けて検討を進めます。

● 新たな資源化可能物の回収に向けた情報収集・検討

今後、社会情勢の変化やリサイクル技術の進展により、現在市で回収していない新たな資源化可能物についても情報収集し、本市で実現可能なものは、積極的に回収・資源化に向けた検討を進めます。

(3) 資源物の排出環境の整備

● 回収拠点の整備による排出利便性の向上

資源物の分別を促進するため、回収拠点の整備を行い、排出利便性の向上を推進します。

- 近隣に回収拠点が無い地域について、拠点の設置拡充に努めます。
- 令和6年度より資源化を開始した家庭用廃食油について、積極的に回収拠点の設置を進めます。
- 移動式資源拠点回収(キャラバン回収)の実施について広く周知し、利用を促進します。

● 分かりやすい分別方法の啓発

排出者や居住形態に応じた効果的な広報や、分かりやすい分別について啓発方法の工夫に取り組みます。

- 古紙類やプラスチック製容器包装をはじめ、小型家電や電池類、廃食油など、分別方法や排出場所などを分かりやすくまとめた冊子を作成し、地域に配布するなど啓発方法の工夫に努めます。
- 分別ルールが定着しにくい外国人にも分かりやすいよう、多言語に対応した分別情報の提供を継続して実施します。
- 転入者や単身者など、ごみ排出に関する情報が届きにくい住民に対する情報提供や、マンションの管理人への啓発を実施します。

● 資源物の排出環境の改善

プラスチック製容器包装をはじめとする資源物の排出環境の改善に努めます。

- 資源ステーションにおけるプラスチック製容器包装等の飛散防止ネット、看板などの設置について継続して支援します。
- 近年全国的に問題となっている空き缶等資源ごみの持ち去りについて、他市の対応状況を参考に、有効な持ち去り防止策の検討を行います。

基本方針Ⅱ．市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

基本施策1．地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進

家庭系ごみの減量、資源化を進めるためには、地域と相互理解を深め、協働で取り組みを進める必要があります。地域住民団体と連携を図り、ごみの減量活動や分別排出ルールの徹底などを推進するとともに、地域における再生資源集団回収活動の促進を図ります。

(1) 地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進

● 地域ごみ減量推進員および地域ごみ減量協力員との連携による取り組み

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員」及び「地域ごみ減量協力員」と環境事業所の地域班を中心とする行政との連携を深め、さらなるごみの減量や分別排出の徹底等に向けた取り組みを進めます。

- 地域住民団体と連携し、地域ごみ減量推進員等を対象とした研修の実施や、地域での活動事例の紹介などを行うことにより、ごみの減量・資源化活動の活性化および意識の向上を図ります。
- 地域住民向けのごみの減量や分別の啓発リーフレットを、地域住民団体と連携し配布するなど、効果的な周知徹底に努めます。
- 地域との連携により、分別排出ルールの徹底を図るとともに、地域のごみ問題について、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図ります。

(2) 集団回収事業の推進

● 集団回収活動の活性化に向けた取り組みの推進

地域住民団体等による古紙等再生資源の集団回収活動では、新聞等の発行部数の減少等に伴い回収量も年々減少しています。奨励金の交付制度を継続実施するとともに、活動の活性化に向けて未実施地域への働きかけなど制度の充実を図ります。

- 集団回収未実施地域および未実施のマンション等集合住宅について、団体登録および活動実施の働きかけを行います。
- 地域における常設型の回収拠点の設置支援など、集団回収における新たな排出環境の整備について検討します。
- 集団回収奨励金交付事業について、他市が実施する制度を研究し、制度の充実を図る方策について検討します。
- 再生資源集団回収推進協議会と連携し、実施団体向けの研修実施や啓発に努めます。

基本施策2. 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進

事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理の推進に向け、指導や情報提供を行い、事業者の自主的な取り組みを促進します。また民間事業者との業務連携により、持続可能な社会の形成に向けて家庭系ごみにおける新たな品目の資源化など、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に寄与する取り組みを推進します。

（1）事業所でのごみ減量・分別排出の促進

● 特定事業者へのごみ減量指導および中小規模事業者への情報提供の実施

多量のごみが発生することの多い一定規模以上の「特定事業者」については、より積極的なごみ減量や分別の徹底への協力を要請します。また、中小規模事業者については、取り組みやすい資源化の事例などの情報提供を行い、事業系ごみの減量を推進します。

- 特定事業者の一般廃棄物減量計画書を基に、実態の把握に努め、ごみ減量や資源化の協力を要請します。
- 事業者団体等との連携により、中小規模事業者へのごみ減量・分別排出に関する情報提供を行い、取り組みを促進します。
- 特定事業者の対象規模見直しや産業廃棄物、資源化可能物の混入防止策について検討します。
- 中小規模事業者が排出する古紙等の資源物について、共同回収による資源化など新たな仕組みづくりを検討します。

（2）民間事業者との業務連携による取り組みの推進

● サーキュラーエコノミーの実現に寄与する取り組みの推進

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において示されたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現につながる取り組みを推進します。

- 本市において、民間事業者等との連携により令和6年度より実施している「ペットボトルの水平リサイクル」や「家庭用廃食油のリサイクル」をはじめ、近年注目されているサステナブルファッションや新たな資源化可能物への対応など、サーキュラーエコノミーの実現につながる取り組みについて積極的に進めていきます。

基本施策3. 公共施設における率先行動の充実

3Rの推進にむけた市職員の意識向上、公共施設から発生するごみの減量や再生利用のほか、物品の調達に関する施策を進めます。

(1) 市職員の意識向上

● 日常的な3R行動の実施に向けた啓発

市職員が、庁舎の内外を問わず自発的に3R行動に取り組むよう、庁内連携や啓発に努めます。

- 職員に対し、マイバッグ・マイボトル利用の働きかけを推進します。
- 使い捨てプラスチックごみの排出抑制に関する啓発を進めます。
- 庁舎内でのごみの分別徹底に関する啓発を継続します。

(2) 公共施設におけるごみの減量・分別の徹底

● 業務で発生するごみの減量や再利用等

市が実施する事業や業務により発生するごみの減量・分別・資源化の率先行動に努めます。

- 庁内に向けて、市のイベント等で使用できる来客向けのマイボトル用給水機の貸し出しを行い、部署間の垣根を越えたプラスチックごみ減量の取り組みに努めます。
- 市主催イベントにおいて、ごみの発生抑制を図る運営や発生したごみの分別を徹底します。
- 役目を終えた庁内備品の他部署での再使用など、既に部署間で実施されているリユースの取り組みがさらに浸透するよう、啓発に取り組めます。
- 公共施設から発生する古紙類や機密文書のリサイクルを継続し、紙ごみの抑制に引き続き取り組みます。
- 公共施設から発生する剪定枝や幹材のチップ化によるリサイクルを継続します。

● 環境に配慮した取り組みの継続

物品購入時における環境配慮商品の率先購入を継続します。

- 業務上必要な物品については、環境物品等調達基準に基づく購入の周知を継続します。
- 業務における使い捨てプラスチック商品の利用抑制について啓発を進めます。

基本方針Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

基本施策1. 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築

ごみの収集や運搬過程におけるリスクを減らすとともに、分別収集の見直しを含めた体制の構築を検討することにより、引き続き安定した体制を維持します。

(1) 収集・運搬体制の充実

● 将来を見据えた体制の維持

社会情勢の変化に対応できるよう、安定した収集・運搬体制の維持に取り組みます。

- さらなる高齢化の進行、障害者への対応を見据え「ふれあい収集」の充実を図ります。
- プラスチック製品の一括回収など法改正に伴う対応を想定し、収集体制のあり方を検討します。

● 収集時における安全等への配慮

安全・安心な収集作業の実現に向け、取り組みを継続します。

- 収集を委託する業者との情報共有により、安全な収集業務の実施に努めます。
- 環境に配慮した収集機材等の導入を検討します。

(2) 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

● 分別排出に関する周知の徹底

火災原因となる危険物の分別排出について、周知を徹底します。

- 小型充電式電池（内蔵する家電を含む）やスプレー缶、ガスボンベ等の分別排出に関する周知徹底を継続し、収集・運搬時における火災発生リスクの低減に取り組みます。

● 火災発生時の対応

収集・運搬時に発生した火災等については、安全に配慮のうえ対応します。

- 収集員や周辺的安全確保を優先し、火災等発生時における適切な対応に努めます。
- 状況に応じて、東大阪都市清掃施設組合と連携した対応を行います。

(3) (仮称) 環境センターの整備

● 令和11年度の供用開始に向けた準備

4つの環境事業所及び美化推進課について、様々な課題に対応するため2か所に統合・再編します。

- 効率性の高いごみ収集拠点を整備します。
- 多様化する資源物の排出ニーズに対応した回収・保管拠点を整備します。
- 危機事象時において迅速に対応できる収集拠点を整備します。

基本施策2. ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化

将来にわたって安定的なごみ処理システムを確保するため、関係機関との連携を深めます。

(1) ごみ処理施設の整備と監視体制の維持

● 新工場の整備や施設の見直しに向けた取り組み

現在整備中の新工場に関する情報共有のほか、将来を見据えた施設整備に対し連携して取り組みます。

- 新工場の整備状況について適宜進捗を確認し、状況把握に努めます。
- 新たな資源化物への対応を見据え、連携を図ります。

● 施設の適正な維持管理の推進

東大阪都市清掃施設組合や大東市と連携し、適正かつ安定的な体制確保に努めます。

- 事業系ごみ搬入時の監視を継続し、排出事業者への指導を行います。
- 安定的なごみ処理体制の構築に向け、情報交換を図ります。
- ごみ処理施設における処理上の課題について、市民・事業者への環境教育や啓発を進めます。
- 今後の社会状況などに応じ、資源物の分別・収集・保管機能を充実させます。

(2) 適正処理が困難な物への対応強化

● 回収や処理が困難な廃棄物への対応

市での回収や処理が困難な廃棄物については、関係機関と連携した対応に努めます。

- 広域的な処理体制の整備に向け、関係機関に要望します。
- 事業者との連携を含め、多方面に向けた検討を進めます。
- 販売店での引き取りの利用や処理手数料の必要性など、市民への周知を推進します。

(3) 最終処分場の安定的な確保

● 継続利用に向けた要望や取り組みの推進

本市で発生するごみは、焼却などの処理を行ったのち、海上にある最終処分場に埋め立てられていますが、受け入れ可能量には限りがあるため、継続利用に向けた取り組みを進めます。

- 大阪湾広域臨海環境整備センターの継続利用について、関係機関に要望します。

● 本市でできる取り組みの推進

長期安定的な最終処分場の利用においては、各自治体での最終処分量の削減に向けた取り組みも重要です。このことから、本市においてもごみ量の削減に積極的に取り組みます。

- ごみの減量推進による最終処分量の縮減を図り、最終処分場の長期安定利用に資するよう努めます。

基本施策3. きれいなまちづくりの推進

不法投棄への早期対応や市民・事業者との連携による美化活動により、きれいなまちづくりを進めます。

(1) 不法投棄の防止

● 不法投棄に対する体制強化と早期対応

監視体制の強化や市民・事業者との連携により不法投棄を防止するとともに、不法投棄された廃棄物については早期対応を実施します。

- 啓発物、監視カメラの設置により不法投棄を防止します。
- 市内巡回パトロールの継続により不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄を確認した際の早期対応に取り組みます。

(2) 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

● 各主体との連携による活動の推進

市民・事業者とともにまちの美化活動を推進し、散乱するごみの防止に努めます。

- 自治会等の地域団体、学校園、事業者との連携による市内一斉清掃（クリーンアップ大作戦）を継続して実施します。
- 地域で実施されている清掃活動への支援を行います。

- 条例に基づく取り組みの強化や啓発に努めます。
- ポイ捨て禁止看板などの活用によるまちの美化推進に取り組みます。

基本施策4. 災害廃棄物対策の強化

災害廃棄物への対応における連携体制の確保に努め、発災時を想定した取り組みを進めます。

● 関係機関との連携強化と発災時の協力要請

災害廃棄物処理における関係機関との協力・連携体制を深めるとともに、災害発生時におけるごみの出し方について情報提供を行い、市民への協力を求めます。

- 国・府が進める災害廃棄物処理の方針に基づき、発災時の廃棄物処理体制の充実に努めます。
- 近隣自治体や関連事業者等との連携強化を図ります。
- 東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理体制を構築します。
- 「災害廃棄物処理ハンドブック」を活用し市民に啓発するとともに、発災時における排出について協力を要請します。

3-3 市民・事業者・各種団体・行政の減量目標達成に向けた主な行動例

市民の行動例

1. 買い物をするとき

- マイバッグを活用します。
- 過剰な包装は断ります。
- 詰め替え商品を選びます。
- レンタル品や中古品を利用します。
- トイレトペーパーや文房具などは、再生品を選びます。
- 環境に配慮した商品を選びます。

2. 普段の生活の中で

- 賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し（食品ロス）を減らします。
- 使えるものは修理して再使用するなど、ものを大切にします。
- 外出時には、水筒などのマイボトルを持参します。
- 地域や学校などのごみ減量活動に参加します。
- 使い捨て容器の使用を控えます。
- 野菜などの食材はできるだけ無駄なく使い切るなど、エコクッキングを心がけます。
- 生ごみは水を切ってから排出します。
- まだ使えるものは、必要としている人に譲ります。
- プラスチック製容器包装とペットボトルの分別排出に努めます。
- 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）や古着、アルミ缶などは、地域の集団回収に排出します。
- リチウムイオン電池など、発火し火災につながる廃棄物を安全に処理できるよう分別排出します。
- 水銀使用製品（蛍光管・乾電池・血圧計・体温計など）・小型充電式電池・小型家電などは、公共施設や回収協力店に設置されている回収ボックスに排出します。

事業者・各種団体の行動例

1. すべての事業者（各種団体）

- 環境に関する情報提供に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 再生品の使用を推進します。
- 市のごみ減量施策に協力します。

2. オフィス・事務所

- コピー用紙の使用量を減らします。
- できるだけ再生紙を購入し、発生した紙ごみは分別し、再生資源業者に引き渡してリサイクルします。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどの分別を徹底します。
- グリーン購入に努めます。

3. 製造業

- 製品の小型化や製造工程の見直しなどによる資源使用量の極小化に努めます。
- 繰り返し使える通箱・パレットの使用など、運搬資材や梱包資材の省資源化・再使用を進めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 再使用可能な部品を積極的に使用します。
- 再生資源を積極的に利用します。
- リサイクルに関する技術開発を推進します。

4. 販売業

- マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- 量り売りなど、消費者が容器包装の少ない販売方法を選択できる仕組みを整備します。
- 店頭回収の実施や回収品目の拡大に取り組みます。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。
- 店頭キャンペーン実施などを行い、プラスチックごみや食品ロス削減に向けた啓発を行います。

5. 飲食業・ホテル・旅館業・サービス業

- 使い捨て物品の使用を削減します。
- 調理の工夫により、無駄な生ごみを減らします。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。

行政の行動例

市役所での取り組み

- 職員のごみ減量・リサイクルに対する意識を向上するため、職員向けの啓発に取り組みます。
- 環境への取り組みに関する情報提供に努めます。
- 会議等におけるペーパーレス化のさらなる推進のほか、コピー用紙の使用量抑制に努め、コピーする場合は両面コピーや裏紙の使用を徹底します。
- 市が主催、後援するイベントでは、ごみを出さないイベントの実施に努めるとともに、使い捨てプラスチックの使用削減に努め、発生したごみについては、分別を徹底します。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類の分別を徹底します。
- 機密文書のリサイクルを推進します。
- 公共施設から発生する資源の再生利用に努めます。
- 環境物品の購入（グリーン購入）を徹底します。
- 会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
- マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。
- 飲食時における食べ切りなど、食品ロス削減に努めます。

4 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みへの展開をめざすため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、計画推進のために、市民・事業者との連携強化による計画推進体制を充実します。

(2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、市政だよりや市ウェブサイトなどを活用し、広く市民に公表していきます。

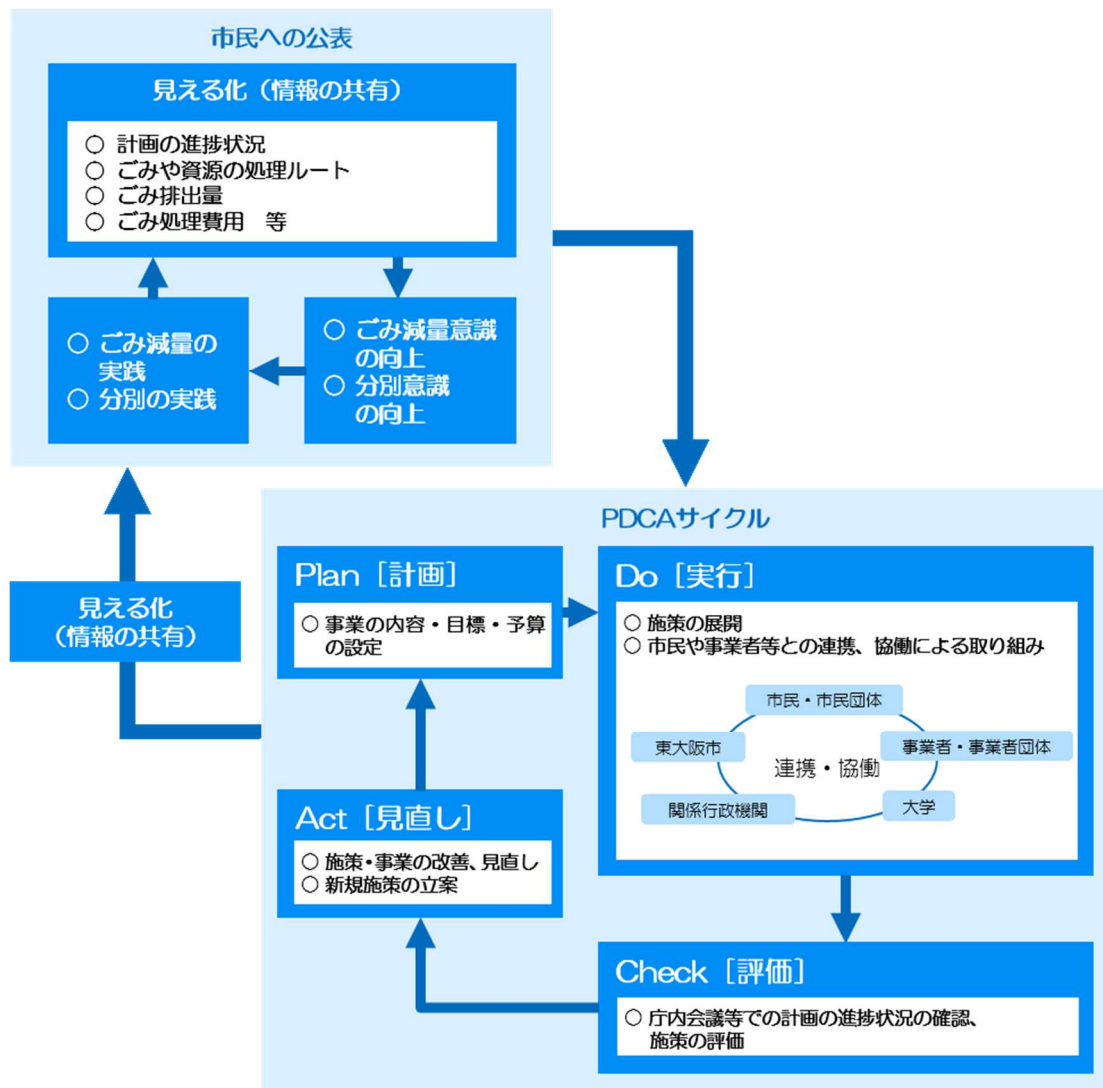


図 2-14 計画の進行管理方法